

給特法の抜本的な見直し及び教員の働き方改革のさらなる推進を求める意見書

文部科学省が令和5年4月に公表した教員の勤務実態調査の速報値によれば、教員の時間外在校等時間の状況は平成28年度実施の前回調査から一定程度の改善が見られた一方で、学校における働き方改革が進められている中においても国が定めた月45時間の上限を超える残業をしていた教員の割合が小学校で64.5%、中学校で77.1%と推計されるなど、教員は依然として過酷な労働環境に置かれている実態が明らかとなった。

また、公立学校の教員には、昭和46年に制定された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）が適用されており、教員の職務と勤務態様に特殊性があるとして一律に給料月額の4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないこととされている。しかしながら、現在はほとんどの教員が実質的には教職調整額相当を超える残業をしており、教員は「定額働かせ放題」ともやゆされるように給特法の教職調整額は現在の教員の勤務実態と大きくかけ離れたものとなっている。

こうした実態を背景として教員採用選考試験の受験者数の減少や精神疾患による病気休職者数の増加などが生じており、多くの地方公共団体において深刻な教員不足に陥っている。

学校教育の水準の維持向上を図るためには、優れた人材の確保に資する魅力ある勤務環境を実現するとともに、教員の長時間勤務を是正し、教員が一人一人の子どもにゆっくり向き合うことができる環境を整備することが重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、教員の処遇改善に向けた給特法の抜本的な見直しと、教員の業務削減、定数の改善、勤務間インターバルの導入、学校教育を支える専門家・ボランティアの充実といった働き方改革のさらなる推進を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		